

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国は世界有数の長寿国になりましたが、がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）<sup>1</sup>などの生活習慣病の増加が深刻な問題となっており、「日常生活に制限のない」健康寿命の延伸が課題となっています。

また、健康寿命の延伸を実現するには、高齢者の認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）<sup>2</sup>の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進などを図ることが不可欠となっています。さらに、こころの健康の維持も重要で、自殺者の減少、重い抑うつや不安の低減、職場の支援環境の充実、子どもの心身の問題への対応などが求められています。

こうした課題に対応するため、国は平成25（2013）年度から10年間を期間とする『二十一世紀における第二次国民健康づくり運動「健康日本21（第二次）」』において、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」や「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」などの基本的な方向を定め、健康づくりを進めてきました。

また、令和3（2021）年3月に策定された国の第4次食育<sup>3</sup>推進基本計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」を重点事項とし、取り組みを進めてきました。

さらに、平成28（2016）年4月に施行された改正自殺対策基本法第1条で「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこと、第2条で「自殺対策は、生きることの包括的な支援」であることを明記しています。

大津町（以下、「本町」という）においては、平成31（2019）年に健康増進法に基づく「大津町健康づくり推進計画（第三次）」を策定し、目標設定のもと住民の健康づくりを推進してきました。この計画が令和5（2023）年度に終了することから、国や県の計画を踏まえて、住民の生涯にわたる健康づくりの新たな指標となるよう令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間を計画期間とした「大津町健康づくり推進計画（第4次）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」を包含するものです。

<sup>1</sup> COPD（慢性閉塞性肺疾患）：たばこの煙などの有害物質を習慣的に吸い込むことにより、肺に持続的な炎症が生じる病気のこと。

<sup>2</sup> ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：運動器の障がいにより寝たきりや介護が必要になったり、その危険性が高い状態のこと。

<sup>3</sup> 食育：さまざまな経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## 2 健康づくり施策の動向

### (1) 「大津町健康づくり推進計画（第三次）」策定以降の主な動向

年	国 ○法律、■計画	熊本県	大津町
H31・R1 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「健康寿命延伸プラン」の策定(5月)</li> <li>○「脳卒中・循環器病対策基本法」の施行(12月)</li> <li>※健康寿命の延伸に向けた循環器病予防等の取組の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大津町健康づくり推進計画(第三次)」の策定(3月)</li> </ul>
R2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「健康増進法(改正)」の全面施行(4月)</li> <li>※受動喫煙防止対策の強化</li> <li>○「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行(10月(一部例外あり))</li> <li>※高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の施行(高齢者医療確保法、国民健康保険法、介護保険法等の改正)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期くまもと子ども・子育てプラン」の策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第2期大津町子ども・子育て支援事業計画」の策定(3月)</li> </ul>
R3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「第4次食育推進基本計画」の策定(3月)</li> <li>○「介護保険法(改正)」の施行(4月)</li> <li>※地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(長寿・安心・くまもとプラン)」の策定(3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第8期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定(3月)</li> </ul>
R4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■「健康日本 21(第二次)最終評価報告書」の公表(10月)</li> <li>■「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」閣議決定(10月)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第6次大津町振興総合計画後期基本計画」の策定(3月)</li> </ul>
R5 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■こども家庭庁の発足(4月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第3期熊本県自殺対策推進計画」の策定(3月)</li> </ul>	

## (2) SDGs の理念との整合

SDGs とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和 12 (2030) 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

SDGs の「誰一人取り残さない」という考え方は、住民の主体的な健康づくりを地域全体で支え、誰もが生涯にわたって健康で幸せに暮らすことを目指す健康づくりの方針と一致するため、本計画においても SDGs の視点を取り入れ推進します。

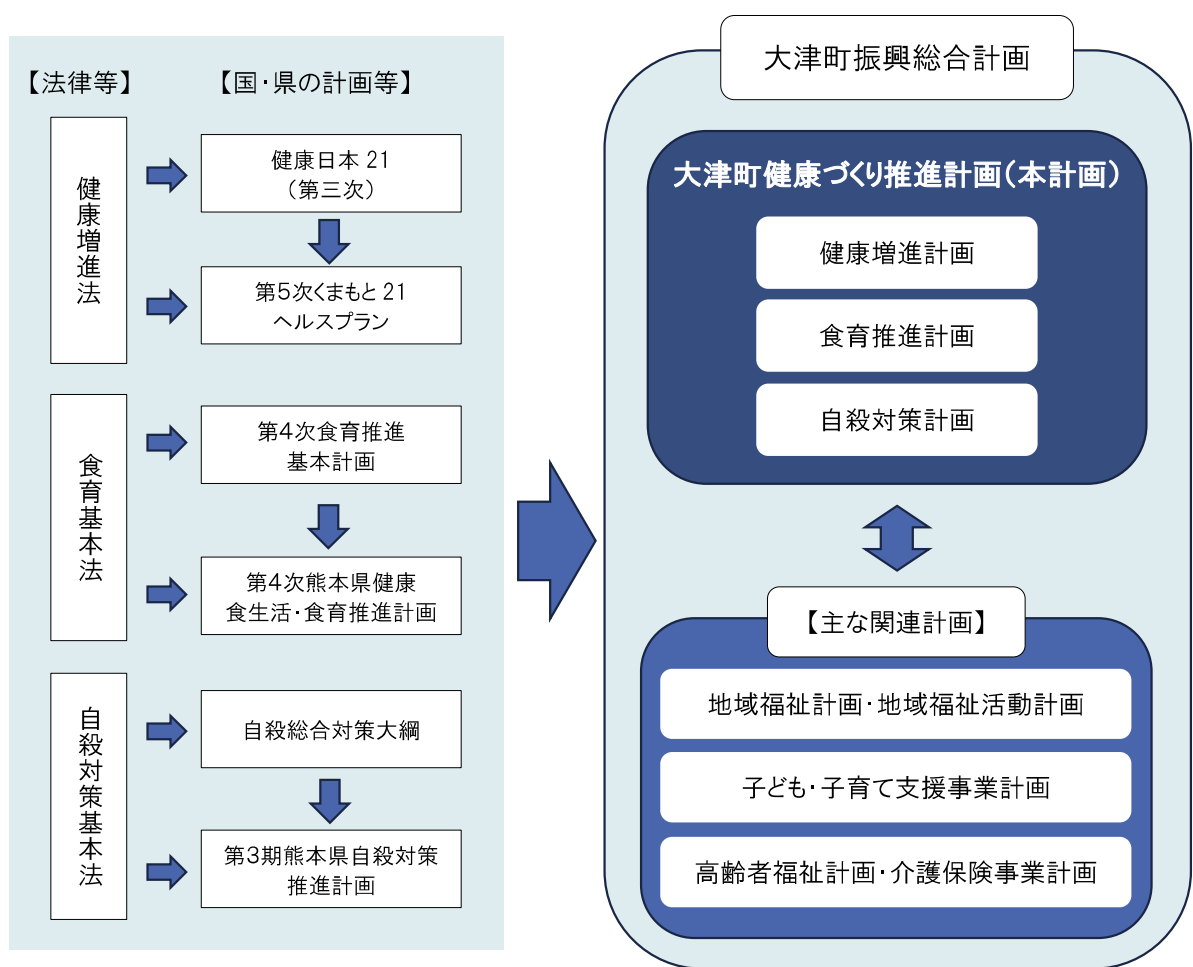


### 3 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけます。国が定める「健康日本21（第三次）」、「健やか親子21（第2次）」、熊本県が定める「第5次くまもとヘルスプラン21（熊本県健康増進計画）」を踏まえて策定しています。

本町の最上位計画である「第6次大津町振興総合計画」や、本町の関連計画との整合を図っています。

また、本計画は食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」をそれぞれ包含する計画として位置づけ、国が定める「第4次食育推進基本計画」、「自殺総合対策大綱」を踏まえて策定しています。



## 4 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、国や県の方針、社会状況の変化等により計画の変更が必要になった場合には、随時計画の見直しを行います。

### ■計画の期間

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
町	大津町健康づくり推進計画	第三次計画					第4次計画（本計画）				
国	健康日本21	第二次計画					第三次計画				
県	くまもと21ヘルスプラン	第4次計画					第5次計画				
国	食育推進基本計画	第3次計画	第4次計画					第5次計画			
県	健康食生活・食育推進計画	第3次計画					第4次計画				
県	熊本県自殺対策推進計画	第2期計画				第3期計画					

## 5 計画策定の体制

### （1）「大津町健康づくり推進計画（第4次）」のためのアンケート調査

令和5（2023）年7月、町内在住の20歳以上の1,737人、町内在住の年長児をお持ちの保護者401人、町内の小学校に通う小学5年生446人、町内の中学校に通う中学2年生415人を対象にアンケート調査を実施しました。

### （2）大津町健康づくり推進計画策定のための団体ヒアリング調査

令和5（2023）年8月、大津町の健康づくりに関する14団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

### （3）大津町健康づくり推進計画策定委員会

住民及び専門的視点からの意見を広く反映させるため、策定委員会を開催しました。